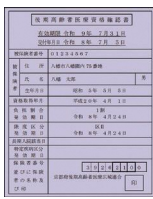
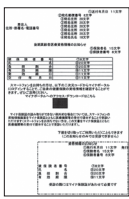


# 後期高齢者医療

## 資格確認書または資格情報のお知らせと 保険料決定通知書を7月31日までにお届けします



資格確認書



資格情報のお知らせ

■資格確認書または資格情報のお知らせを送付後期高齢者医療の被保険者の皆さんに有効期限が令和9年7月31日までの資格確認書=画像左=または資格情報のお知らせ(A4サイズ)=同右=を7月下旬に送付します。

※資格確認書・資格情報のお知らせの送付対象者については下記の【表1】をご確認ください。

※資格確認書は「特定記録郵便」、資格情報のお知らせは「普通郵便」で送付します(保険料の滞納がある人は、窓口交付となる場合あり)。

### 1 資格確認書・資格情報のお知らせ対象者一覧表

マイナ保険証利用登録		お届けするもの	
		84歳以下※1	85歳以上※1
あり	①過去1年間で6回以上利用	①・②いずれも満たす 資格情報のお知らせ※2	資格確認書
	②概ね直近3カ月以内に利用実績あり		
なし		①・②を満たさない	資格確認書

※1 資格確認書等の交付年月日時点で判定。

※2 マイナ保険証の利用が困難になった人は、国保医療課までお問い合わせください。

### 2 保険料(限度額は87.1万円)

均等割額		所得割額	
医療分	59,590円	医療分	(総所得金額等-基礎控除額<43万円>)×10.15%
子ども分	1,350円	子ども分	(総所得金額等-基礎控除額<43万円>)×0.25%

※子ども分(子ども・子育て支援金)は令和8年4月から、子育て世帯を支援するための財源として、医療分とあわせて納付いただくことになりました。社会全体で支える仕組みであるため、被保険者の皆さんも対象です。

### 3 均等割額の軽減割合

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得(※①②)に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減の要件
7割※③	世帯の総所得金額等の合計額が(43万円)+10万円×(給与所得者等の数※④-1)以下
5割	世帯の総所得金額等の合計額が(43万円)+31万円×被保険者の数※⑤+10万円×(給与所得者等の数※④-1)以下
2割	世帯の総所得金額等の合計額が(43万円)+57万円×被保険者の数※⑤+10万円×(給与所得者等の数※④-1)以下

※① 年金収入があり公的年金等控除を受けた65歳以上の人については公的年金等に係る所得金額からさらに15万円が控除されます。

※② 専従者給与(控除)および譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※③ 令和8、9年度の医療分は7割軽減に加え、さらに0.2割の軽減を行っています。

※④ 被保険者および世帯主のうち、給与または公的年金等(※①の控除後)の所得を有する者の合計人数です。

※⑤ 被保険者の数は賦課期日(原則4月1日、年度途中で資格取得した場合は資格取得日)時点の人数です。

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

## 老人医療負担金貸付金のお知らせ

市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを

行っています。貸し付けには、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。

☎国保医療課医療係 (☎983-2976)

## 福祉医療

### 新受給者証を7月31日までにお届けします

#### ■所得制限額

区分	扶養人数	扶養人数			
		0人	1人	2人	以降1人につき
①	本人	世帯全員が所得税非課税			
	扶養義務者	3,604千円以下	3,984千円以下	4,364千円以下	380千円加算
②	本人および同居の扶養義務者	2,287千円未満	2,536千円未満	2,749千円未満	213千円加算
	ひとり親家庭医療	2,360千円未満	2,740千円未満	3,120千円未満	380千円加算

※上記の額は、令和7年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料等を差し引いた額です。

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

## 老人医療の 限度額証の申請

老人医療を受給中かつ住民税非課税世帯の人は、福祉医療費の限度額適用認定証の交付を受けられます。マイナ保険証を利用される場合でも、限度額の適用を希望される人は申請が必要です(世帯に1人

でも住民税が課税の人がいらっしゃる場合は、「一般」区分となりますので申請不要です。申請は電子申請フォームから行うか、直接窓口へ老人医療の受給者証をご持参の上、お越しください。



電子申請  
フォーム

#### ■申請に必要なもの

加入保険資格情報を確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書等)、身体障害者手帳または療育手帳、精神保健福祉手帳(重度心身障害者<児>、重度心身障害老人健康管理事業対象者の場合)、戸籍謄本(ひとり親家庭の場合)

#### ■高額療養費制度の

給付を受けた人へ  
市役所へ福祉医療費の支給申請後、加入されている健康保険から高額療養費等の給付を受けた人は、別途手続きが必要な場合があるため、必ず担当課へ連絡してください。

福祉医療制度は、所得制限額【左の表】と制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。

表の①または②の受給者証や対象者証をお持ちの人は7月31日で有効期限を迎えますが、引き続き要件に該当する人には、7月下旬ごろに新しい受給者(対象者)証を郵送します。

#### ■新規で資格を

取得するためには申請が必要  
令和7年度は所得制限等により非該当だった人で、令和7年中の所得が減少した等、令和8年8月以降に新たに該当する人は、申請が必要です。